

ふじさと

№. 347

○発行日：平成 9 年 7 月 25 日 ○編集発行：藤里町総務課（秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴 8 ☎0185②92111）



「ふるさと教育森林学習」

7月4日、町内小学校5年生全員（46名）による、「総合共通体験学習（森林教室）」が行われました。

この日もあいにくの雨にみまわれましたが、岳岱自然観察教育林では、藤里森林センターの職員から自然観察の仕方を教えていただいたあと、午後には二ツ井営林署の職員による下刈り作業を見学。最後に丸太切り体験をして終了しました。

「お世話いただいた皆さん、どうもありがとうございました。」

今月の紙面

2～3面…6月定例議会

4面……国民健康保険特集

5面……児童手当・国民年金・老人保健医療

6～7面…まちのできごと・みんなのわだい

8～9面…お知らせ

10面……私道整備・子どもの人権・

であい ふれあいハッピープラン

11面……秋田県職員採用試験

12面……8月の行事予定

6月定例議会

学童野球藤里クラブ 全県大会出場費の計上など 一般会計に 5,099 千円を増額補正

六月定例議会が、六月二十四日から二十七日までの四日間開かれました。

この議会には、第三セクター、公益法人の経営状況などの報告と一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定や、平成九年度一般会計に五百九十九万九千円を増額する補正予算など、追加提案も含め十八案件が提案され、すべて原案どおり可決されました。

議決された議案の主な内容は、次のとおりです。

町長の行政報告から

◎国保税の軽減について

昭和六十一年以来、所得と税率の上下調整により、一世帯平均十七万円として推移してきたが、今年は固定資産の評価替えや、国保世帯の高齢化のため、課税対象額で約四千三百万円の減となる。この状況で従来までの一世帯平均十七万円とすると、資産割六%、所得割〇・六%引き上げとなるが、今回は医療費の抑制などにより、予想をはるかに上回る繰越金が出たため、今年度から一世帯平均十七万円とする枠組みをやめ、均等割三万円、平等割三万四千円、資産割四十三%、所得割六・六%に据え置くこととした結果、一世帯平均が十六万六千円となり、前年度より八千五百円の減額となりました。



行政報告をする石岡町長

◎仮称「能代山本高等看護学校」の設置について

この看護学校の建設助成について、学校法人能代文化学院の代表から要請されていたが、郡町村会で協議した結果、地元の子供達が地元で技術習得し、更に地元就職ができるように、又、高齢化社会に対応すべく、

福祉医療技術の充実に、人材育成の面から是非必要な学校であることを認識しながら、この要請に応え各町村で支出することに決定しました。

能代市山本郡への要望総額は一億二千万円であり、この負担割合については、山本組合総合病院の建設当時の割合で負担することとし、能代市が七十一・九五%の八千六百三十四万円で、藤里町分は三百五十九万八千円で、九月定例会に補正計上したので、よろしく願います。

◎職員プロジェクトの設置

能代火力発電所三号機に係る整備計画について、出力規模六十万キロワット、着工は平成十一年十月予定、運転開始は平成十六年三月の予定になっている。立地に伴う電源立地促進対策交付金は、指定地点の能代市が十三億二千万円、隣接町村である当町は一億六千四百四十六万六千円で、前回二号機とはほぼ同額です。

また、今年度は新山村振興計画策定年度でもあり、更には来るべき高速交通体系の整備などの計画から、今まで収集した資料をもとに、職員プロジェクトを設置して、今後の施策検討を行うことにしましたので、計画がまとまり次第協議して参りたいと考えております。

◎水道未普及地域 解消基本構想

水源調査の結果、非常に良質の水が豊富に湧出することが確認されており、未普及地域の早期解消についての手法などについて内部で検討中です。既存施設を含めた水道整備構想については、国県の整備方法との整合性を図りながら、計画の中水道整備に十分対応できるように、既存水道施設との連携を視野に入れながら検討中です。

◎下水道整備計画 基本構想策定

当町の地形状況、散在した集落の状況から、公共下水道事業のほか集落排水事業、合併浄化槽設置事業の導入が必要だが、概算事業費も高額となり、長期の歳月を要する大プロジェクトですので、内部検討を重ねているところです。

◎旧水無放牧場の跡地利用

現在約三十ヘクタールの原野が未利用地として残っている。この活用について、森林開発事業団と協議した結果、保安林活用としてはどうかとの提言があった。この場合、森林開発公団

が四割、町が六割の二者契約による分収林となるが、事業経費は一切公団で持つ事業である。公団側では、町が良ければ来年度平成十年度からでも進めたいとの意向もあり、具体的にになり次第議会と協議したいと考えております。

◎平成八年度 各会計決算状況

平成八年度の決算状況については、五月三十一日をもって出納閉鎖し、現在決算の調整作業を行っており、各会計とも黒字決算になる見込みであります。

一般会計では九千七百七十万三千円の黒字ですが、繰越明許費の一般財源分を操作しますと、実質的には六千二百五十五万四千円となる見込みであります。

当初予算では四千万円を計上しておりますので、その差額二千二百五十五万四千円は九月定例会で補正計上する予定です。

また、国保会計では、医療費が抑制されたこともありまして、六千五百五十五万七千円と、予想を上回る繰り越しとなりました。

老人保健特別会計では、三万四千円、水道特別会計では十一万四千円、スキー場特別会計は三十四万八千円、サフォークの館特別会計は九万二千円と、それぞれ黒字となっております。

▼報告事項について

報告については、いわゆる町が資本金の二分の一以上を出資している株式会社「藤里開発公社」と財団法人「藤里町観光物産協会」について、目的どおり使用されているかどうかを監視する意味において、その経営状況を把握しておく必要からの報告。

▼議案内容について

職員給与条例の一部改正については、歯科医師の医療職給与表の削除と、寒冷地手当の経過措置を県に準じた額に改めるためのものであります。

手数料条例の一部改正については、家庭奉仕員の派遣手数料を変更するためのもの。

町営住宅設置条例の一部改正については、朝日ヶ丘団地の住宅四戸が七月に完成するための関係条文の改正。



準優勝パレードの藤里クラブナイン

から四年八カ月間貸し付ける。また、藤里字栗木岱地内の原野三万八千七百平方メートルを、畜産振興を目的として北部・中通り地区畜産振興会（佐藤正代表）に今後五年十カ月間貸し付けるものなど、農産物栽培振興一件、水田用溜池敷地三件、集会所施設一件の合計七件。

▼固定資産評価委員の 選任同意

町の固定資産評価委員に、藤田一次さん（荒町・79歳）を再任することについて、議会の同意を得ました。

この委員は三名で構成され、固定資産の評価で、納税者から不服や異議の申し立てがあったとき、その内容を審査し、決定する職務などを担当します。

その他、旧米田児童館と隣接するポンプ室を、下根城地区（小山淳悦代表）集会所として無償譲渡するものです。



藤田一次さん（荒町）



完成間近の朝日ヶ丘団地

一般会計で補正した主な内容

【歳入】	
公営住宅再生マスタープラン策定費補助金	2,399千円
農業技術習得事業費補助金	1,000千円
流域総合間伐実施事業費補助金	3,710千円
竹木売払収入	3,414千円
財政調整基金繰入金	38,697千円

【歳出】	
インターネット機器購入費	713千円
庁舎冷房装置設置工事費	845千円
ハイビジョン作成事業負担金	5,250千円
地域内研修者報償費	1,000千円
観光物産館前駐車場舗装工事費	6,562千円
地籍調査事業業務委託料	823千円
作業道西の沢線開設工事費	5,457千円
小型除雪機械購入費	2,449千円
住宅マスタープラン策定委託料	2,799千円
公営住宅管理システム機器購入費	1,100千円
球場フェンス塗装工事費	871千円
奨学会貸付金	3,096千円
藤小内部改造工事費	8,636千円
選手派遣費補助金	1,249千円
応急災害復旧維持修繕費	3,944千円

児童扶養手当と 特別児童扶養手当

児童扶養手当

◆対象 次のいずれかに該当する一八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童、または二〇歳未満で、心身に障害のある児童を監護している母、または養育者に支給されます。

○ 父母が離婚した児童

○ 父が死亡、または生死不明である児童

○ 父が重度の障害を有する児童

○ 父が一年以上拘禁されている児童

○ 父に一年以上遺棄されている児童

○ 婚姻によらないで生まれ、父から認知されてない児童

◆手当額

児童一人の場合
月額 四一、三九〇円

児童二人の場合
月額 四六、三九〇円

児童三人目以降の場合
月額三、〇〇〇円加算

ただし、受給者の所得が一定額以上ある場合、公的年金を受けられる場合、支給

特別児童扶養手当

要件該当日から5年経過している場合は該当しません。また、受ける権利があっても、申請しないと受給できません。

◆対象 二〇歳未満で身体または精神の障害のある児童を監護する父、もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している人。

◆手当額

児童一人につき

一級（重度障害児）
月額 五〇、三五〇円

二級（中度障害児）
月額 三三、五三〇円

ただし、受給者または扶養義務者の所得が一定額以上ある場合は支給されません。

（特別）児童扶養手当
受給者のみなさまへ

八月は「現況届」ならびに「現況表」を提出することになっています。八月分以降の支給にかかわる重要な届け出ですので、期日までに必ず提出してください。なお、受給者の方には個々に通知します。

＝老人保健医療受給者の皆さまへ＝

医療機関に行く際には、必ず健康手帳と医療受給者証と一緒に持って行きましょう。

老人保健法の一部改正に伴い、健康手帳と医療受給者証と一緒に医療機関へ提示することになっています。これは、複数の医療機関にかかっている高齢者の薬剤の服用などを管理しやすくなったり、健康審査の記録や健康の保持、自らの健康管理と適正な医療の確保に大切なものです。

健康手帳

氏名 秋田県 藤里町

医療受給者証

市町村番号 2 7 0 5 0 6 4 0

受給者番号

受 居 住 地 秋田県山本郡藤里町

給 氏 名

生 年 月 日 平成 年 月 日 男・女

有 効 期 間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

発行機関名 秋田県山本郡 藤里町長

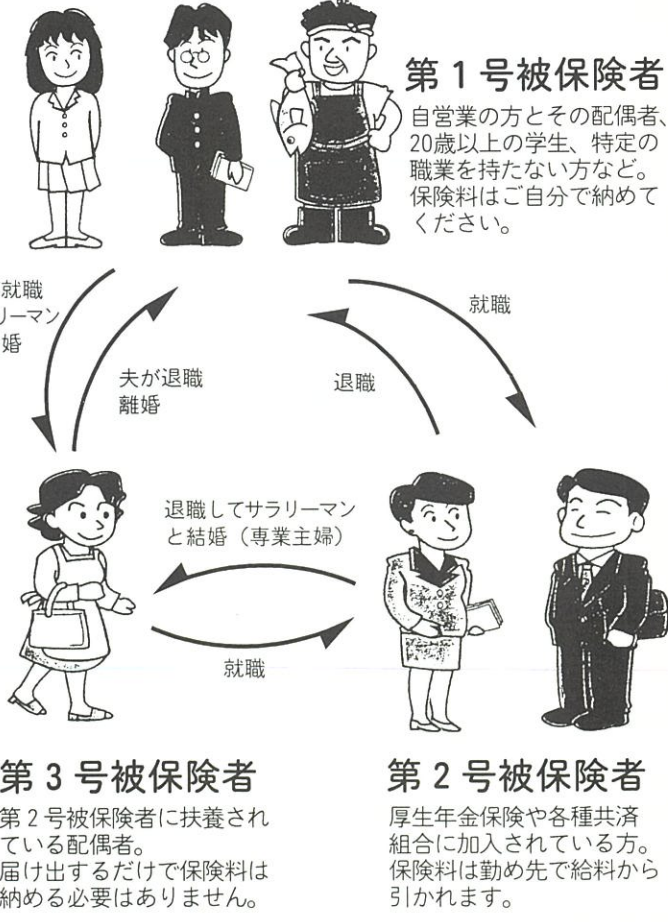
交付年月日 平成 年 月 日

夏、本番です。真っ黒に日焼けした子どもたちが、元氣よく水遊びや魚釣りなどをする姿が多く見受けられるようになりました。例年、この季節は、子どもの水難事故が多発します。水難事故のほとんどは、ちょっとした注意を払えば、防ぐことができるものばかりです。大人の配慮不足や無関心から、楽しいはずの夏休みが、一転して悲しい結果に終わることのないように注意しましょう。

国民年金

日本国内に住む、20歳以上60歳未満の方は、すべて国民年金に加入しなければなりません。

👉こんなときには必ず届出しましょう。



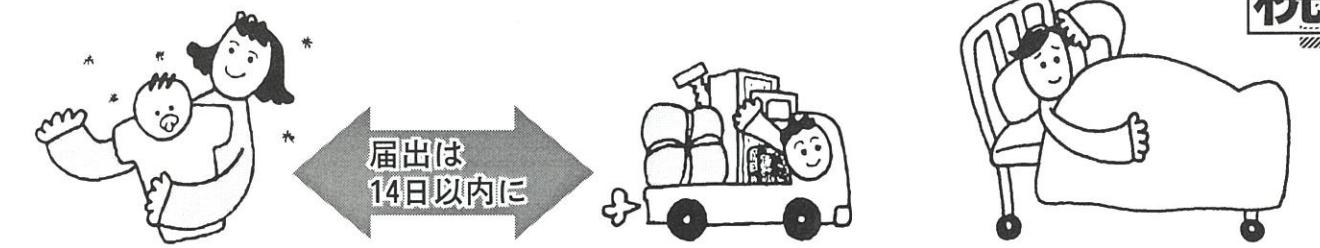
こんなときは14日以内に届出を

その他	国保脱退	国保加入
・ 町内で住所が変わったとき ・ 世帯主が出入りしたとき ・ 世帯主が変わったとき ・ 保険証の内容を訂正するとき ・ もう一枚の保険証が必要なとき（修学や出稼ぎなどのため） ・ 保険証を紛失したとき	・ 他市町村から転入してきたとき ・ 職場の健康保険をやめたとき ・ 子どもが生まれたとき ・ 生活保護をうけなくなったとき ・ 他市町村へ転出するとき ・ 職場の健康保険に加入したとき ・ 生活保護をうけるととき ・ 死亡したとき	

医療費

患者負担
保険税
定額の国庫補助

医療費の三割
医療費の七割



国保税を滞納すると

保険税を特別な理由もなく長い間滞納し、納付相談にも応じない世帯には、やむを得ず保険証を返していただくなどの措置をとることがあります。

国保は加入者一人ひとりが平等に医療を受けられ、平等に保険税を負担する制度ですから、一人はみんなのために、みんなは一人のためにも保険税を納めなければならないのです。

保険税の計算例

右①～④より

● 夫婦・子ども2人の世帯

- ・ 夫 給与所得額 300万円
- ・ 妻 営業所得額 150万円
- ・ 夫婦に係る固定資産税額 20万円

○ 控除額

- ・ 夫 基礎控除額 33万円 + 給与特別控除額 2万円
- ・ 妻 基礎控除額 33万円

① 所得割額

夫 (300万円 - 35万円) +
妻 (150万円 - 33万円) = 382万円
3,820,000円 × 6.6% = 252,120円

② 資産割額

200,000円 × 43.0% = 86,000円

③ 均等割額

30,000円 × 4人 = 120,000円

④ 平等割額

34,000円 × 1世帯 = 34,000円

△ 合計 ① + ② + ③ + ④ = 492,120円

▲ 年税額 492,100円 (100円未満切捨)

国民健康保険を支える保険税

国保はみなさんの健康を守る大切な制度です。わたしたちは、ふだん健康であっても、いつどこで病気になったり、ケガをするかわかりません。国民健康保険は、加入者がそれぞれの収入に応じて保険税を出し合い、いざというときに備えて助け合うということを目的とした制度です。



国民健康保険税のしくみ

予測される医療費

国等補助金 保険税 自己負担金

① 所得割 世帯の収入に応じて計算 (藤里町六・六パーセント)

② 資産割 世帯の資産に応じて計算 (同 四十三パーセント)

③ 均等割 世帯の加入者数に応じて計算 (同 三万円/人)

④ 平等割 一世帯にいくらずと計算 (同 三万四千円/世帯)

※ 課税限度額は五十三万円

まちのできごと

第49回子牛品評会

優等賞は「ふじしげ」

六月十六日、今年二回目の子牛品評会が、清水岱の畜産センターでおこなわれました。

この日は出陳されたのは、雌十頭、去勢十頭の合わせて二十頭で、日頃の成果を競い合っていました。審査の結果は、雌の部で「ふじしげ」（加藤鉄徳さん・熊の岱）が優等賞、去勢の部で「春」（小森正博さん・巻端家）が各等賞を受賞しました。

入賞した牛は次のとおりです。（敬称略）

▲雌の部▼

▼優等賞▼

ふじしげ

加藤 鉄徳・熊の岱

▼各等賞▼

第五せいこ

加藤 昇・浅間町

ふくこ

小森 正博・巻端家

▼式等賞▼

第三ふみこ

佐々木良孝・院内岱

第三ふみえ

加藤 昇・浅間町

ふじひめ

加藤 碩雄・熊の岱

▲去勢の部▼

▼各等賞▼

春

小森 正博・巻端家

▼式等賞▼

春 錦

桂田 和弘・長瀬

重 玉

加藤 昇・浅間町

春 富

加藤 昇・浅間町

以上

一方、上場頭数の減少により、初めて試みられた北

秋田、山本合同家畜市場が、六月二十五日に開設され、

当「藤里牛」の落札価格は他を大きく引き離し、久々に畜産農家の顔がほころんだようです。

藤里町納税貯蓄組合総会

五組合に感謝状贈呈

六月三十日、藤里町納税貯蓄組合長会議、ならびに納税貯蓄組合（全五十五組合）連合会総会が開催され、席上、優良納税貯蓄組合五団体に、町長より感謝状が贈られました。

会議では、平成九年度税制の概要について、各担当より説明があり、また総会では、事業及び決算の報告、事業計画及び収支予算の審議などがおこなわれ、原案どおり承認され閉会しました。

【感謝状贈呈優良納税貯蓄組合】

◇高 石 沢

昭和三十五年六月十五日設立

（石 田 厚 雄 組合長 組合員28人）

◇下 町

昭和三十六年四月一日設立

（池 端 秀 雄 組合長 組合員26人）

◇下中小比内

昭和三十六年四月一日設立

（山 田 伊三郎 組合長 組合員13人）

◇さくら

昭和三十七年四月一日設立

（菊 池 久 文 組合長 組合員40人）

◇鳥 谷 場

昭和三十七年六月二十三日設立

（荒 川 好 徳 組合長 組合員66人）



納税貯蓄組合総会

平成8年度納税貯蓄組合員加入率

	当初納税義務者	納税組合員	加入率
県 町 民 税	1227人	659人	53.71%
固 定 資 産 税	1806人	933人	51.66%
軽 自 動 車 税	2058台	1270台	61.71%
国民健康保険税	791人	462人	58.41%

桜の苗木が寄贈されました

六月二十三日、東北電力株式会社能代営業所（渡辺俊美所長）から桜つみみモデル事業に役立てていただきたいということで、桜の苗木、そめい吉野十五本と紅しだれ桜十五本が、目録により寄贈になりました。

これは、東北電力㈱の環境緑化事業の一環として贈られたものですが、町としてはこのような善意に報いるためにも、大切に育てたいと考えておりますので、町民の皆さんにご紹介いたします。



東北電力能代営業所 渡辺所長より目録贈呈

藤里町消防訓練大会

規律、小型ポンプとも四分団独占

六月二十九日、藤里町消防団の春季訓練大会が、総合開発センター駐車場を主会場に行われました。

この訓練は、火災発生の際に的確かつ効率的な消火活動ができるようにと、郡市消防訓練大会の出場予選を兼ねて、毎年おこなっているものです。

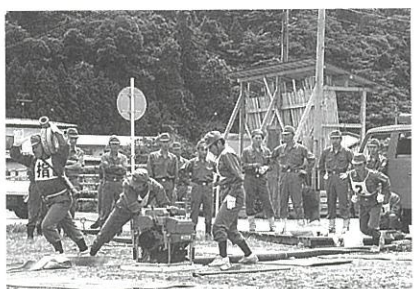
この日は少し暑い感じの天気でありましたが、規律訓練では各分団長の号令のもと、団員の糸みだれぬ行進などは、さすがに毎朝四時半起床だったという成果が



新入団員宣誓式

表れていました。

小型ポンプ操法でも、四人一組の息のあった迅速な消火活動を披露し、見物人を感心させていました。



「小型ポンプ操法」きびきびとした動きを見せるが……「藤里新聞社から出火」との想定訓練も行われ、各分団とも団長からの伝令を受けて、サイレンを鳴らしながら現場に急行し、実戦さながらに放水していました。

競技大会の審査結果は次のとおりでした。

【規律の部】

① 第四分団（米田地区） 二十一点

② 第五分団（中通地区） 三十五点

③ 第六分団（金沢・真名子地区） 四十八点

【小型ポンプ操法の部】

① 第四分団（米田地区） 二十七点

② 第五分団（中通地区） 四十一點

③ 第二分団（大沢地区） 六十九点

【自動車ポンプ操法の部】

① 第一分団（藤里地区） 百四十五点

八月三日に能代市（浜通港埠頭用地）で開催される郡市消防訓練大会には、次の分団が出場します。

【規律の部】 第一分団

【小型ポンプ操法の部】 第四分団・第六分団

【自動車ポンプ操法の部】 第一分団

☆代表分団の奮闘を、期待申し上げます。

※被表彰者紹介

・消防庁長官表彰 斎藤守一（第一分団分団長）

・日本消防協会長章 佐藤太五門（副団長）

市川春美（第一分団副分団長）

鈴木孝雄（第三分団班長）

秋田県二輪車安全運転競技大会

藤里二選手大活躍!!

今年第十一回を数える同大会は、二輪車による安全運転競技を通じ、二輪車の運転技能と交通マナーの向上を図り、交通事故を防止することを目的に、六月二十九日に秋田市新屋の県警運転免許センター・免許試験場で開催され、藤里町内在住の二女子を含む「二ツ井藤里チーム」が団体で準優勝に輝きました。

慎重に……

飯坂さんの審査風景

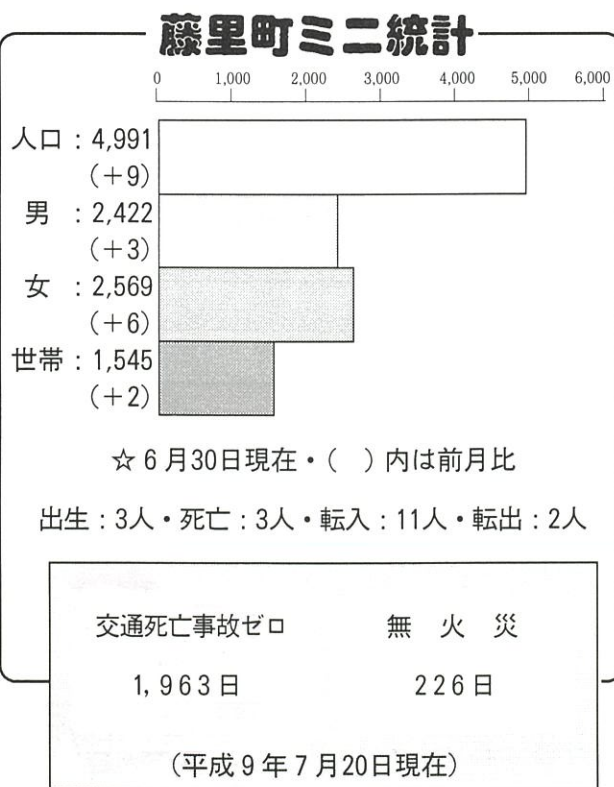


どちらも準優勝の伊藤さんと飯坂さん



団体の部は、五種目（大型、中型、若年、女性、シルバーの各クラス）の総合点による競技で、個人の部は、団体各クラス別を個人競技としており、この内、若年クラス（二十歳未満・125cc以下）で、飯坂麻世さん（矢坂下）が準優勝を飾ったほか、女性クラス（125cc以下）に出場した伊藤真理子さん（矢坂下）も同じく準優勝、そしてこの二人の活躍が引き金となって、チーム全員が入賞を果たし、団体の部全十三チーム中、第二位という輝かしい成績をおさめました。

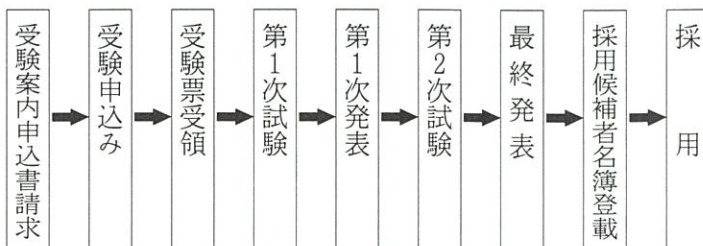
みんなのわだい



平成9年度

秋田県職員採用試験

■受験申込みから採用まで



■平成9年度秋田県職員採用試験の実施予定

試験名 (試験の程度)	受験資格	受験案内 申込書の配 付開始	受付 期間	第1次 試験日	第2次 試験日	最終 発表日
① 中級試験 (短期大学・ 高等専門学 校卒業程度)	昭和45年4月2日から 昭和53年4月1日まで に生まれた者 ただし、資格免許職以外 は大学卒又は平成10年3月 卒業見込みの者を除く	7月 8日 (火)	8月 18日 (月) 8月 29日 (金)	9月 28日 (日)	11月 上旬	11月 下旬
② 初級試験 (高校卒業程度)	昭和47年4月2日から 昭和55年4月1日まで に生まれた者 ただし、大学卒・短期 大学卒・高等専門学校 卒又は平成10年3月卒業 見込みの者を除く	7月 8日 (火)	8月 18日 (月) 8月 29日 (金)	9月 28日 (日)	11月 上旬	11月 下旬
③ 警察官B試験 (高校卒業程度)	昭和43年4月2日から 昭和55年4月1日まで に生まれた者 ただし、警察官Aの受験 資格を有する者を除く	7月 8日 (火)	7月 28日 (月) 8月 29日 (金)	9月 21日 (日)	10月 下旬	11月 下旬
④ 婦人警察官 B試験 (高校卒業程度)	昭和43年4月2日から 昭和55年4月1日まで に生まれた女子 ただし、婦人警察官Aの 受験資格を有する者を除く	7月 8日 (火)	7月 28日 (月) 8月 29日 (金)	9月 21日 (日)	10月 下旬	11月 下旬
⑤ 婦人補導員 試験 (高校卒業程度)	昭和43年4月2日から 昭和55年4月1日まで に生まれた女子	7月 8日 (火)	8月 18日 (月) 8月 29日 (金)	9月 28日 (日)	11月 上旬	11月 下旬
⑥ 交通巡視員 試験 (高校卒業程度)	昭和47年4月2日から 昭和55年4月1日まで に生まれた女子	7月 8日 (火)	8月 18日 (月) 8月 29日 (金)	9月 28日 (日)	11月 上旬	11月 下旬

■受験案内・申込書の配付場所(関係分)

- ①～⑥ 〓016 能代市御指南町1-10 山本地方部県民生活室
(☎52-6203)
③～⑥ 〓016 能代市日吉町1-23 能代警察署
(☎52-4311)

■問い合わせ先 秋田県人事委員会事務局(☎0188-60-3253)
〓010 秋田市山王4丁目1-2(秋田地方総合庁舎4階)

平成9年度

であいふれあい ハッピープラン

21世紀を共に生きるパートナーはあなたです

1. 目的 若い人たちの価値観が多様化してきているなかで、若い世代の人口流出や高齢化の進行、さらには出生率の低下など、将来的に秋田県の社会全体の活力の低下が懸念され、これらを含めた課題への対応が求められている。

こうした中、若い人たちが中心となって、「ゆとりと活力に満ちた新しいふるさと秋田」を築いていくことが必要である。

このため、各分野にわたる施策を積極的に展開しながら、若い人たちが共に未来を語り合える交流の場を提供するため、本事業を実施し21世紀の地域づくりをめざしていくものである。

2. 実施主体 秋 田 県

3. 開催概要

区 分	開催会場等	開催期日	主な内容
県北コース	鹿角市 (泊：ホテル鹿角)	8月30日(出) ～31日(日)	ふれあい交流パーティー 占いコーナーなど
県南コース	雄勝町 (泊：秋の宮山荘)	9月6日(出) ～7日(日)	ふれあい交流パーティー 占いコーナーなど
中央コース	鳥海町 (泊：フォレスト鳥海)	9月20日(出) ～21日(日)	ふれあい交流パーティー 占いコーナーなど

4. 募集人員 ・県北コース 男女各 90人
・県南コース 男女各 60人
・中央コース 男女各 50人

5. 参加対象 ・年齢20歳以上40歳未満(原則)の独身男女
・原則として、各コースごとに次の地区に居住している方。

コース	居 住 地 域
県北	能代市、大館市、鹿角市、鹿角郡、北秋田郡、山本郡、秋田市、男鹿市、南秋田郡、河辺郡
県南	横手市、湯沢市、大曲市、仙北郡、平鹿郡、雄勝郡
中央	秋田市、本荘市、男鹿市、南秋田郡、河辺郡、由利郡

6. 参加費 ・飲食費相当額分3,000円

7. 募集期間 ・募集開始は各コースとも7月1日から
・応募期限は
・県北コース 8月1日まで
・県南コース 8月8日まで
・中央コース 8月15日まで

8. 応募方法 ・所定の申込書に記入のうえ、事務局
(県児童福祉課内)へ郵送。
なお、応募者多数の場合は抽選とします。

9. 応募用紙配付先 ・県庁県民ホール、各地方部県民生活室
(県民ホール)、県青年会館、企業など

10. 問い合わせ ・秋田県福祉保健部児童福祉課
☎0188-60-1343
・藤里町役場町民福祉課福祉担当
☎79-2113 内線133番

私道整備についてのお知らせ

藤里町では、生活の利便性と高齢化の進行に対応した、暮らしやすい地域環境の整備として、私道であっても公道的役割をもつ道路について、土地所有者の承諾が得られる箇所について、利用者の申請に基づき、現道のまま、順次舗装整備することになりましたのでお知らせします。

■私道整備計画について

生活の利便性を第一に、日常生活に関わりの深い道路網の整備は、進行する高齢化社会の中で、避けて通れない課題となっております。

また、私道に対する整備要望も年々高まっていることから、町としては非常に厳しい財政事情ではありますが、現実には公道的役割を担っている道路で、利用効率の高い箇所を優先に、予算の許す範囲内で計画的に整備する方針であります。

なお、整備の実施にあたっては、原則として現道のまま簡易舗装する計画であり、土地所有権と利用者の関係、整備後の開放、維持管理などいろいろな問題点や要望も提起されることが予想されますが、整備要綱に定める条件を満たし、なおかつ利用効率の高い箇所から順次整備を進める計画であります。

要望のある地域の方は、「私道整備に関する要綱」を参考にしながら、所定の申請書を提出してください。

子どもの人権専門委員

■子どもの人権専門委員について

いじめは、大人の目につきにくいところで行われることが多く、自殺など重大な結果に至ってから初めて気がつくという例が少なくありません。そのほかにも、教師による体罰や親による子どもの虐待など、子どもの人権問題が数多く生じています。

そこで法務省では、平成6年度から子どもの人権にかかわる問題を専門に扱う「子どもの人権専門委員」(子ども人権オンブズマン)を設置することにしました。

■子どもの人権専門委員の仕事

アンケート調査や「子ども人権相談所」の開設により、常に子どもの人権に関する情報の収集に努めるとともに、PTA、子ども会、婦人会などとの連携を深め、子どもが発信する人権SOSをいち早くキャッチし、その解決に努めます。

■秋田県子どもの人権専門委員名簿(関係分抜粋)

(任期・平成9年6月1日～平成11年5月31日)

協議会名	氏 名	住 所	電話番号
秋田	渡辺 俊雄	秋田市土崎港南1-4-23	0188-45-2752
秋田	進藤 榮子	秋田市手形字西谷地138-3	0188-35-2322
能代	矢野 丞子	能代市落合字下谷地233	0185-52-7377
大館	富樫 勇	大館市字桜町南13-1	0186-42-1945
大館	畠山 善三	大館市中道1丁目4-12	0186-42-4674

■問い合わせ先 〓010秋田市山王7-1-3 ☎0188-62-6533
秋田地方方法務局 人権擁護課【人権・いじめホットライン】

AUGUST 8月の行事予定 葉月

※行事は変更になることがあります。詳しくは、関係機関へお問い合わせ下さい。

1	金	先負	DPT3種混合種予防接種 (13:30・H8.6.1～H9.1.31生、 H7秋季.H8春季第1回完了者、総合開発センター) デイサービス (偕楽荘)	19	火	大安	デイサービス (湯の沢)
2	土	仏滅		20	水	赤口	戦没者追悼式 (11:00 総合開発センター) JAまつり デイサービス (湯の沢)
3	日	先勝	米田婦人会ノーポイ運動 (猿ヶ瀬) 第21回歩行者天国ふるさとまつり	21	木	先勝	幼稚園・各保育園始業式 ふじこま大学・陶芸コース (13:15) 心配ごと相談日 (9:00 偕楽荘) デイサービス (湯の沢)
4	月	友引	ふじこま大学・染色コース (13:15)	22	金	友引	ふじこま大学・茶道コース (13:15) デイサービス (偕楽荘)
5	火	先負	デイサービス (湯の沢)	23	土	先負	
6	水	仏滅	デイサービス (湯の沢)	24	日	仏滅	第12回町招待バスケットボール大会 (8:30 広域藤里体育館)
7	木	大安	ふじこま大学・民謡コース (13:15) デイサービス (湯の沢)	25	月	大安	ふじこま大学・郷土史コース (13:15) 子宮がん、乳がん検診 (追加、総合開発センター) 基本健診、大腸がん検診、胸部総合検診 (夜間、総合開発センター)
8	金	赤口	幼稚園終業式 大沢保育園花火大会 デイサービス (偕楽荘)	26	火	赤口	各小学校・中学校始業式 米田小学校校内水泳大会 DPT3種混合種予防接種 (13:30・H8.6.1～H9.1.31生、 H7秋季.H8春季第1回完了者、総合開発センター) デイサービス (湯の沢)
9	土	先勝	大沢・米田保育園終業式 幼稚園夕涼み会 米田児童館七夕まつり	27	水	先勝	ふじこま大学・詩吟コース (13:15) 1歳6ヶ月児健診 (H7.12.1～H8.2.28生・ 総合開発センター) 3歳児健診 (H5.11.1～H6.1.31生・総合開発センター) デイサービス (湯の沢)
10	日	友引		28	木	友引	ふるさと学習滝見学水遊び (小学校4年生) 山本家畜市場 デイサービス (湯の沢)
11	月	先負		29	金	先負	アンパンマン教室 (2歳児、総合開発センター) デイサービス (偕楽荘)
12	火	仏滅		30	土	仏滅	藤里小学校相撲大会
13	水	大安	JA健康市場 (朝市) 粕毛地区盆踊り (14日まで)	31	日	大安	
14	木	赤口	地区対抗野球大会 (清水岱公園野球場) 藤琴地区盆踊り 大沢地区盆踊り (15日まで)				
15	金	先勝	成人式 (ホテルゆとりあ藤里)				
16	土	友引	藤駒町長杯ゴルフコンペ (9:00～大野台ゴルフクラブ)				
17	日	先負	「家庭の日」				
18	月	仏滅	ふじこま大学・踊りコース (13:15)				

今月の納税 国民健康保険税第2期



ぼくは藤里町の
マスコットキャラクター
ユッターです。

★★★★★ 正しく使って楽しい花火 ★★★★★

子供たちにとって夏の風物詩花火、それは夢であり更に科学であり、そして安らぎでもあります。

- ◇ 風の強いときは、花火遊びはやめましょう。
- ◇ 大人と一緒に水を用意し遊びましょう。
- ◇ 住家のそばは、火災のおそれがあります。
広い場所で遊びましょう。
- ◇ 花火遊びが終わったら、花火のゴミは必ず持ち帰りましょう。

ニツ井藤里地区消防署藤里分署 ☎ 79-1119

使い方、遊び方注意書を
よく読んで正しく遊びま
しょう。

